

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年 5 月 9 日

さいたま市長

清水 芳人

さいたま市規則第 8 4 号

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にさいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例（令和 7 年さいたま市条例第 2 6 号）附則第 2 項及び第 3 項の規定の適用を受けている者に係るこの規則による廃止前のさいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則第 2 3 条の規定の適用については、なお従前の例による。